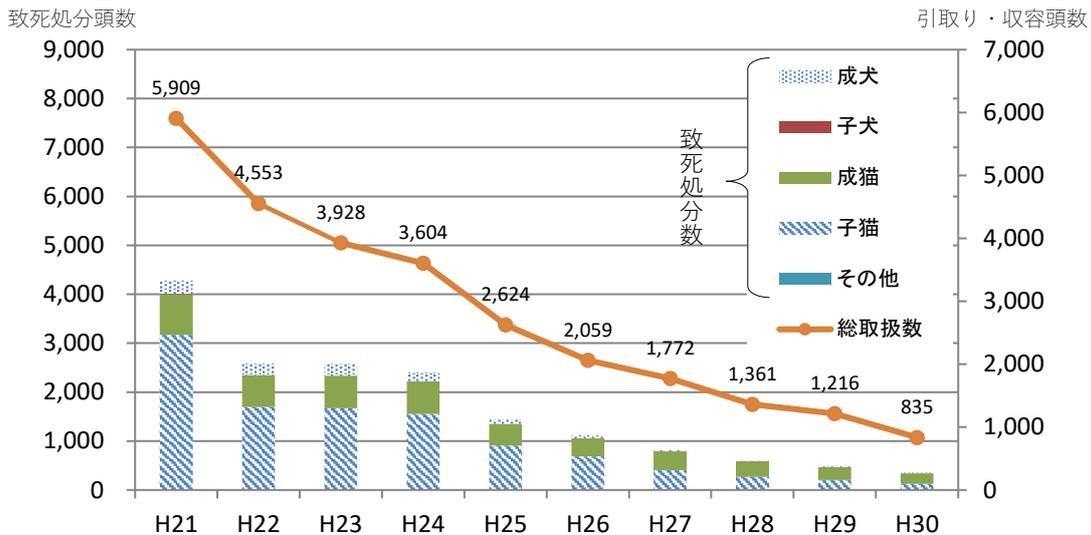


# 第5章 取組の成果

## 1 引取・収容頭数の減少

都における動物の引取・収容頭数は、平成21年度の5,909頭から、平成30年度には835頭まで減少しました。動物の致死処分数も引取・収容頭数とともに減少しており、特に子猫の致死処分数の減少は顕著です。これは、区市町村やボランティア、関係機関等と協力し、飼い主のいない猫対策などに取り組んできた成果です。



動物の致死処分数及び引取・収容頭数の推移

## 2 返還・譲渡の推進

都は、これまで紹介してきた動物の譲渡促進に向けた様々な取組を、譲渡対象団体をはじめ、多くのボランティア等と連携・協力しながら進めてきました。これらの取組が着実に実を結び、都内において保護・収容した動物が新たな飼い主への譲渡に繋がる割合は、10年前と比較すると大きく上昇しています。

犬及び猫の返還・譲渡数及び返還・譲渡率の推移

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
返還数 (頭)	犬	657	654	546	403	385	280	236	207	191	120
	猫	15	6	22	27	22	21	18	21	24	22
譲渡数 (頭)	犬	490	517	389	341	332	284	234	229	217	118
	猫	459	801	398	428	388	390	482	320	287	200
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
返還・ 譲渡率 (%)*	犬	80.1	84.2	79.5	79.4	84.8	94.8	96.3	100.2	95.8	91.2
	猫	10.6	25.6	15.3	17.1	23.1	28.2	39	36.9	39.7	38.7
	全体	27.5	43.5	34.6	33.3	43	47.5	54.8	57.1	59.4	55.2

\* 返還・譲渡率は、当該年度の返還・譲渡数の合計を当該年度内に引取・収容された犬及び猫の頭数で除した値

### 3 殺処分ゼロの達成

保護・収容された動物のうち、病気や負傷等により苦痛が著しい場合や、<sup>ちい</sup>治癒や回復が見込めない場合、著しい攻撃性があり人との共生が困難な場合などには、致死処分を行うことがあります。また、怪我や重い病気のため、収容期間中に死亡した場合も統計上、致死処分に含めています。

都では、致死処分を①：苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの ②：引取り・収容後に死亡したもの ③：①②以外の致死処分の3つに分類し、③を「殺処分」と定義しています。③について、犬は平成28年度に、猫は平成30年度に初めて殺処分ゼロを達成することができました。

東京都の致死処分数の内訳

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①動物福祉等*1 の観点から行った もの	犬	0	1	5	5
	猫	299	205	230	141
	その他*2	0	0	1	0
	小計	299	206	236	146
②引取り・収容後 死亡したもの	犬	14	10	14	10
	猫	300	287	223	201
	その他*2	0	0	3	0
	小計	314	297	240	211
①②以外の致死 処分	犬	10	0	0	0
	猫	193	94	16	0
	その他*2	0	0	0	0
	小計	203	94	16	0
合計		816	597	492	357

\*1 動物福祉等：苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難

\*2 その他：いえうさぎ、にわとり、あひる

#### <参考> 国における殺処分の区分について

国の諮問機関である中央環境審議会動物愛護部会においてとりまとめられた「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）」（平成30年12月）では、動物の殺処分（都でいうところの致死処分に該当）を、

ア 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

イ ア以外の殺処分

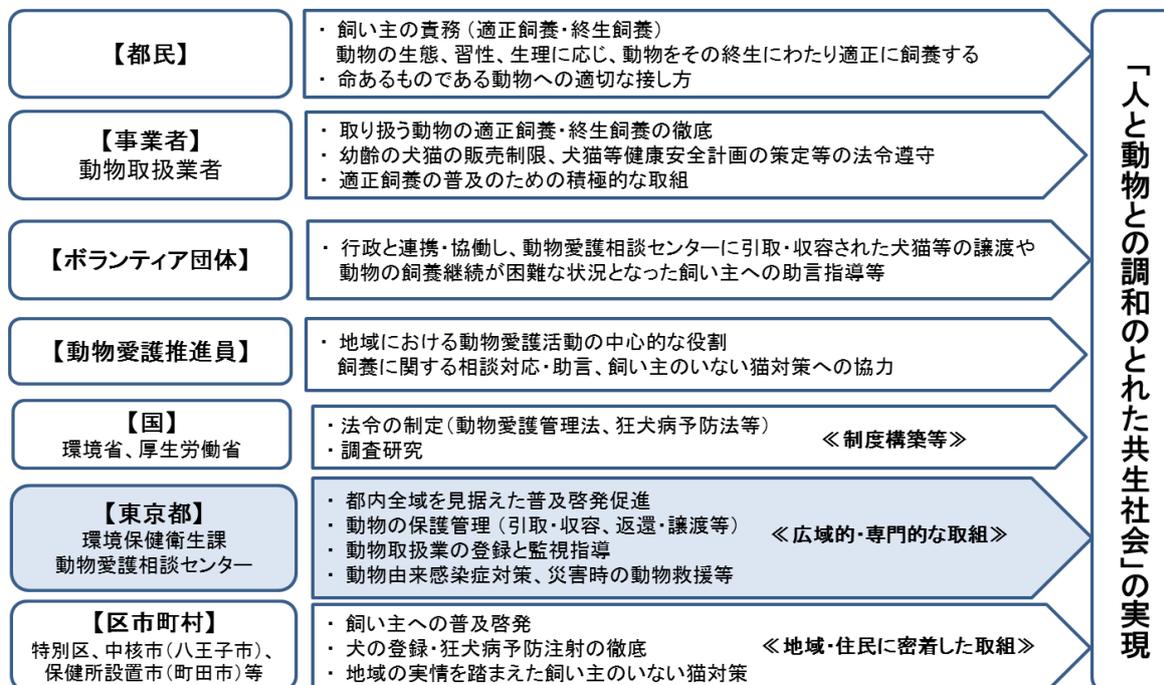
ウ 引取り後の死亡

の3つに分類しており、これは都の致死処分の分類の考え方と基本的に同様のものです。また、今後、殺処分を最大限減らしていくためには、イ（都における致死処分の分類の「殺処分」に該当するものです。）に分類されるものについて、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を積極的に進めていくことが重要と指摘しています。

＜参考＞動物愛護施策の概要

区 分	実 施 内 容
取組Ⅰ 適正飼養の啓発と徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発行事等の開催（動物愛護週間中央行事、都民向け適正飼養講習会）</li> <li>○ 啓発資材の作成・配布（DVD、パンフレット、ポスター、動物愛護読本等）</li> <li>○ 動物愛護推進員の委嘱</li> <li>○ 東京都動物情報サイト（飼い主支援ページ：2018年度新設）</li> <li>○ 小学校低学年を対象とした「動物教室」の開催</li> <li>○ 特定動物（ライオン、ワシ、ワニ等）の飼養許可</li> </ul>
取組Ⅱ 致死処分の減少を目指した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村が実施する飼い主のいない猫対策への支援（区市町村包括補助）</li> <li>○ 動物愛護相談センターに引取・収容された動物の飼養管理、新たな飼い主への譲渡</li> <li>○ 動物譲渡促進月間（11月）におけるPRイベントの開催、雑誌への広告掲載</li> <li>○ 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による譲渡活動情報等の発信</li> <li>○ 登録譲渡団体・ボランティアと連携した離乳前子猫の育成・譲渡</li> <li>○ 負傷動物の譲渡時の保護具等提供による譲渡促進</li> </ul>
取組Ⅲ 動物取扱業の監視指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物取扱業の登録・監視指導等</li> <li>○ 動物取扱責任者研修の開催</li> </ul>
取組Ⅳ 動物に関わる危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物由来感染症対策（モニタリング調査、動物由来感染症対策検討会等）</li> <li>○ 狂犬病対策（区市町村と連携した犬の予防注射の徹底、発生時対応マニュアル）</li> <li>○ 災害時対応に関する飼い主への普及啓発（啓発資材の作成等）</li> <li>○ 区市町村の災害時への備えの支援（対策事例集配布、物資備蓄等の支援等）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護管理審議会</li> <li>○ 学術振興（獣医公衆衛生学術講演会、学術研修等の支援）</li> <li>○ 畜舎の衛生管理（許可、監視指導）</li> </ul>

＜参考＞動物愛護施策における関係者の役割



## おわりに

動物の致死処分を減少させていくためには、引き取られる動物の数を減らし、保護・収容した動物を適正に飼養して、新たな飼い主のもとへの譲渡を広げるといった総合的な取組が必要です。それらの取組は、都民をはじめ、動物愛護団体、動物愛護推進員などのボランティアの方々、獣医療機関、区市町村などの多くの関係者と都が連携しながら進めることで、はじめて効果を得ることができるものです。

多くの関係者がそれぞれの分野で献身的に取組を進めていただいたその結果として、致死処分が徐々に減少し、殺処分ゼロの実現に繋げることができました。

一方で、今後、高齢の飼い主による引取数の増加への懸念や、多数の動物の飼育を適切に管理できなくなる問題の発生など、新たな課題への対応も視野に入れつつ、対策を講じていく必要があります。そうした対応に当たる際にも関係者との連携・協力は不可欠です。

都は、引き続き都民の御理解と多くの関係者の御協力をいただきながら、一体となって動物愛護施策を進めてまいります。